

秋川溪谷プレミアム付  
デジタル商品券・  
高齢者生活支援デジタル  
商品券の有効期限は  
1月31日まで



商品券取扱店舗によっては、  
営業日時が異なるため、事前に  
確認してください。有効期限を  
過ぎた商品券は、利用できません。

▽高齢者生活支援デジタル商品  
券 郵便局での保管期限を過  
ぎて、受け取りできなかった  
場合は、1月20日(金)までに高  
齢者支援課までお越しください

あきる野市交通事業者臨  
時補助金の手続きはお済  
みですか



長引くコロナ禍において、燃  
料価格の高騰により著しい影響  
を受けている交通事業者を支援  
するため、令和4年10月1日時  
点で、市内で乗降可能な停留所  
を有する乗合バス事業者と、市  
内に本店、支店が営業所を有す  
るタクシー事業者、市内に住所  
を有する個人タクシー事業者に  
対し、臨時の補助金を交付して  
います。

※福祉輸送事業のみを行うタク  
シー事業者は補助対象者から  
除外されています。

▽その他 商品券取扱店舗など  
は、秋川溪谷プレミアム付デ  
ジタル商品券ホームページを  
ご覧いただくか、直接コール  
センターへお問い合わせくださ  
い。

▽問合せ 秋川溪谷プレミアム  
付デジタル商品券事務局コー  
ルセンター ☎0570・2  
00・356 (祝日を除く平  
日午前10時〜午後6時)

▽担当課

●秋川溪谷プレミアム付デジ  
タル商品券：商工振興課商工振  
興係

●高齢者生活支援デジタル商品  
券：高齢者支援課高齢者支援  
係(直通558・1953)

秋川溪谷  
プレミアム付  
デジタル商品券  
ホームページ



除いていきます。

▽申請期日 1月31日(火)まで

※消印有効

▽申請方法 次の書類を企画政  
策部企画政策課窓口にお郵送  
か、直接ご提出ください。

●あきる野市交通事業者臨時補  
助金交付申請書

●道路運送法第4条の許可を受  
けたことを証する書類の写し

●支払口座振替依頼書

●基準日における対象車両の数  
が確認できる書類(乗合バス  
事業者のみ)

●対象車両に係る自動車車検証  
の写し(タクシー事業者のみ)

※申請書類は、企画政策課に配  
置してあるほか、市ホーム  
ページからもダウンロードで  
きます。

▽問合せ 企画政策課(直通5  
58・1261)

家屋を新築・増築、  
取り壊された方へ

令和4年中に新築・増築した  
家屋は、固定資産税と都市計画  
税(市街化区域内に限る)の対  
象です。

令和4年中に取り壊された家  
屋は、令和5年度から課税され  
なくなります。

家屋を新築・増築して市の家  
屋調査がまだ終了していない方  
や、家屋を取り壊した方は、連  
絡してください。

▽問合せ 課税課家屋資産税係

償却資産がある方へ

個人か法人がその事業のため  
に用いている構築物や機械、装  
置、備品などは、償却資産とし  
て固定資産税の対象です。

令和5年1月1日現在、市内  
で工場や商店などを経営してい  
る方、駐車場やアパートなどを  
貸し付けている方で、償却資産  
をお持ちの方は、申告してくだ  
さい。

戦没者などの  
遺族の方へ

請求期限を過ぎると、第11回  
特別弔慰金を受ける権利がなく  
なりますので、早めに請求して  
ください。

▽請求期限 3月31日(金)まで

▽支給内容 額面25万円、5年  
償還の記名国債

▽対象 戦没者などの死亡当時  
の遺族の方で、令和2年4月  
1日において、「恩給法によ  
る公務扶助料」や「戦傷病者  
戦没者遺族等援護法による遺  
族年金」などを受けた方(戦  
没者などの妻や父母等)がい

ない場合、次の順番で遺族の  
方1人に支給されます。  
①令和2年4月1日までに戦傷病  
者戦没者遺族等援護法による  
弔慰金の受給権を取得した方  
②戦没者などの子  
③戦没者などの父母、孫、祖父  
母、兄弟姉妹  
④戦没者などの死亡当時、生計  
関係を有していることなどの要  
件で、順番が入れ替わります。  
⑤上記①から④まで以外の戦没  
者などの三親等内の親族(甥  
姪など)

▽申告期日：1月31日(火)まで  
(土曜・日曜日、祝日を除く)

▽その他 新規に事業を始めた  
方で申告用紙が必要な方は、  
連絡してください。

▽問合せ 課税課家屋資産税係

小規模等随意契約希望  
事業者登録の申請を  
受け付けています

市では、少額で内容が軽易な  
契約(単価契約含む)を希望す  
る事業者を対象に、令和5・6  
年度小規模等随意契約希望事業  
者登録の申請を受け付けていま  
す。

※詳しくは、市ホームページを  
ご覧ください。お問い合わせ  
ください。

▽申請・問合せ 契約管財課契  
約管財係(直通558・13  
90)

市ホームページ



「障害基礎年金」をご存じですか  
市役所で予約相談を実施しています

障害基礎年金は、病気やけが  
で生活や仕事などが制限される  
ようになったときに、一定の要  
件を満たすことで、現役世代の  
方でも受け取れます。請求前に  
要件などの確認がありますので  
、請求の相談や手続きの際は、  
「予約相談」を利用してください。

初診日(障害の原因となった  
傷病について、初めて医師の診  
療を受けた日)に加入していた  
制度により、受付が年金事務所  
となる場合があります。

▽対象 初診日が国民年金の被  
保険者期間にある方

※20歳前(年金制度に加入して  
いない期間)、60歳以上65歳  
未満(老齢基礎年金の繰上げ  
支給を受けている方を除く)  
に初診日がある方も含まれます。

※厚生年金保険の被保険者期間  
中に初診日がある方は、「障  
害厚生年金」の対象です。

▽支給要件 次の全ての条件を  
満たすこと

●障害の状態が、国民年金法の  
規定に該当すること

●20歳前(年金制度に加入して  
いない期間)、60歳以上65歳  
未満(老齢基礎年金の繰上げ  
支給を受けている方を除く)  
に初診日がある方も含まれます。

●3人目以降の子：各7万46  
00円(年額)

●1人目・2人目の子：各22万  
3800円(年額)

●1級：97万2250円

●2級：77万7800円

▽子の加算額 生計を維持して  
いる18歳に到達する年度末ま  
での子(20歳未満で障害基準  
が1級か2級に該当する子)  
がいる場合は、子の数に応じ  
た加算額が支給されます。

●1人目・2人目の子：各22万  
3800円(年額)

●3人目以降の子：各7万46  
00円(年額)

▽受付・問合せ 保険年金課年  
金係、障害厚生年金の相談  
は青梅年金事務所 ☎042  
8・30・3410

令和5年度  
工事系単価契約の  
申込みを受け付けます

市では、簡易な維持補修工事  
や応急工事が発生した際、速や  
かな対応ができるように、事業  
者と工事系単価契約を締結して  
います。令和5年度の工事系単  
価契約を希望する事業者の申込  
みを受け付けます。

※過去に工事系単価契約を締結  
している事業者も、申込みを  
してください。

※詳しくは、市ホームページを  
ご覧ください。お問い合わせ  
ください。

▽申込み・問合せ 契約管財課  
契約管財係(直通558・1  
390)

市ホームページ



市議会本会議の様様を  
インターネット(録画)で  
配信



12月定例会議の本会議の様様  
を配信中です。市ホームページ  
の「市議会」から「本会議録画  
中継」を検索してご覧ください。  
スマートフォンやタブレット端  
末でもご覧いただけます。

▽問合せ 議会事務局



本会議  
録画中継